

議案第43号

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年港区条例第52号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

主務教諭の職の新設等を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置基準に主務保育教諭等を追加する省令改正が行われました。

この省令改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- （1）必置となる職員の種別に主務保育教諭を追加します。
- （2）配置するよう努めなければならない職員の種別に主務養護教諭を追加します。
- （3）その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (職員の配置の基準) 第七条 幼保連携型認定こども園には、各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。 2～5 (略) 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 (略) 二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 三 (略) (後略) 付則 この条例は、公布の日から施行する。	(前略) (職員の配置の基準) 第七条 幼保連携型認定こども園には、各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。 2～5 (略) 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 (略) 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 三 (略) (後略)